

要綱第1号

蕨戸田衛生センター組合有料広告掲載に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という。）が掲載する有料広告（以下「有料広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 有料広告を掲載することができるものは、蕨戸田衛生センター組合ホームページとする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載することができる有料広告は、市民生活に関連するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 蕨市、戸田市及び組合の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等の規定に違反するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (7) その他、蕨戸田衛生センター組合管理者（以下「管理者」という。）が有料広告として掲載することが妥当でないとするもの

(有料広告掲載の優先順位)

第4条 有料広告掲載の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第1順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある事業者で蕨市、又は戸田市内に事業所を有するもの
- (2) 第2順位 前号に規定するもの以外の事業者で蕨市、又は戸田市内に事業所を有するもの
- (3) 第3順位 その他管理者が有料広告として掲載することが妥当であると認めるもの

(有料広告の掲載位置)

第5条 有料広告の掲載位置は、管理者が指定した位置とする。

(有料広告掲載料)

第6条 有料広告掲載料は、1枠につき1月当たり5,000円とする。

(有料広告掲載希望者の募集)

第7条 管理者は、有料広告掲載希望者を公募するものとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、有料広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定するものに対し、有料広告掲載の案内をすることができる。

(有料広告の申込み)

第8条 有料広告の掲載を希望する者は、蕨戸田衛生センター組合有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする有料広告の原稿を添えて、管理者に申込みものとする。

(有料広告掲載の決定)

第9条 管理者は、前条の規定による有料広告の掲載申込みを受けたときは、あらかじめ次条に定める蕨戸田衛生センター組合有料広告選定委員会(以下「委員会」という。)に意見を求め、当該広告の掲載の適否を決定し、蕨戸田衛生センター組合有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により、当該広告の掲載申込みをした者に対し通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による有料広告掲載の適否を決定するにあたり、同一有料広告掲載位置に優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

(委員会)

第10条 有料広告掲載の適否を決定するにあたり、必要な審査を行うため、委員会を置く。

2 委員会は、事務局長、次長、総務課長、業務課長、施設課長をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(有料広告掲載料の納付)

第11条 第9条の規定により有料広告の掲載決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、有料広告掲載の決定後、管理者の指定する期日までに、有料広告掲載料を一括して納付するものとする。

(有料広告掲載の取消し)

第12条 管理者は、組合の業務運営上支障があると認めたとき、又は管理者が指定する期日までに有料広告掲載料の納付がないときは、有料広告の掲載を取り消すことができる。

(有料広告掲載料の返還)

第13条 管理者は、第11条の規定により納付された有料広告掲載料については、返還しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により、有料広告を掲載することができなかつたときは、その全部又は一部を返還するものとする。

(広告主の責務)

第14条 有料広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び有料広告物の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、有料広告の取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。